

平成 18 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 2）

平成 18 年 3 月 2 日（木曜日）

議事日程

平成 18 年 3 月 2 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 4 号 防府市国民保護協議会条例の制定について
議案第 5 号 防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定
について
(以上総務委員会委員長報告)
- 4 議案第 9 号 平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）
(各常任委員会委員長報告)
- 5 議案第 10 号 平成 17 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 14 号 平成 17 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
(以上総務委員会委員長報告)
議案第 11 号 平成 17 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 13 号 平成 17 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 16 号 平成 17 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 17 号 平成 17 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
(以上教育民生委員会委員長報告)
- 議案第 12 号 平成 17 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 3 号）
(経済委員会委員長報告)
- 議案第 15 号 平成 17 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 18 号 平成 17 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 19 号 平成 17 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
(以上建設委員会委員長報告)
- 6 市長施政方針演説

- 7 議案第20号 防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 8 議案第21号 防府市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 9 議案第22号 防府市地域協働支援センター設置及び管理条例の制定について
- 10 議案第23号 防府市環境保全条例の全部改正について
- 11 議案第24号 防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について
- 12 議案第25号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例中改正について
- 13 議案第26号 防府市手数料条例中改正について
- 14 議案第27号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 15 議案第28号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 16 議案第29号 防府市学校給食共同調理場設置条例中改正について
- 17 議案第44号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例中改正について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1番	行重延昭君	2番	原田洋介君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	斉藤旭君	6番	横田和雄君
7番	弘中正俊君	8番	藤本和久君
9番	山本久江君	10番	重川恭年君
11番	三原昭治君	12番	木村一彦君
13番	安藤二郎君	14番	平田豊民君
15番	田中敏靖君	16番	藤野文彦君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	伊藤央君	20番	松村学君
21番	佐鹿博敏君	22番	大村崇治君
23番	河村龍夫君	24番	山下和明君
25番	馬野昭彦君	26番	深田慎治君

27番 山田如仙君

28番 中司実君

29番 田中健次君

30番 久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、斉藤議員、6番、横田議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第4号防府市国民保護協議会条例の制定について

議案第5号防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

（以上総務委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。議案第4号及び議案第5号については総務委員会に付託されておりましたので、総務委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第4号防府市国民保護協議会条例の制定について及び議案第5号防府市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についての2議案につきまして、2月28日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき国民保護計画の策定を予定しており、議案第4号につきましては、国民保護のための措置に関する重要事項を審議し、国民保護計画を作成するための諮問機関となる国民保護協議会の組織運営について、また議案第5号につきましては、武力攻撃等の手段により多数の人を殺傷する行為が発生したときに、避難住民の誘導、避難後の住民生活の救援及び武力攻撃等に伴う災害へ対処するために設置される国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織、運営について、必要な事項を定めるために上程されたものです。

審査の過程における質疑の主なものを申し上げますと、「保護計画策定のスケジュールはどうか」との質疑に対し、「4月から保護計画の素案を作成し、協議会への諮問、幹事会・部会での検討、協議会での計画案の審議を経て、県との協議、市議会へ報告をし、18年度中には市民に公表できるようにしたいと考えています」との答弁でした。

また、「計画で定める事項は何か」との質疑に対し、「具体的には、警報の伝達、避難の実施要領の作成、訓練、物資・資材の備蓄と体制等を定めることとなりますが、県から、市が策定する計画のモデルが示されると聞いております」との答弁がありました。

「協議会委員の報酬は附則で定めてあるが、専門委員、幹事の報酬はどうなるのか」との質疑に対し、「協議会委員以外の委員等の報酬につきましては、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に、別に規定を設けておりますので、これを適用いたします」との答弁でございました。

審査を終えたところで、議案第4号につきまして、「条例制定の根拠である国民保護法の背景や目的から、平時より戦争に備える体制をつくろうとするもので、平時からの避難、誘導などの啓発訓練によって住民の意識を戦争になれさせるという平時の有事化を指摘せざるを得ない」等の反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第5号におきましても、「議案第4号と同様、国民保護法の背景や目的から、賛成しかねる」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して一括して討論を求めます。9番。

9番（山本 久江君） 議案第4号防府市国民保護協議会条例の制定及び議案第5号防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につきまして、日本共産党は反対の立場を表明いたします。

御承知のように、この条例整備が必要とされている根拠は、一昨年、2004年6月に成立いたしました国民保護法であり、その大もとであります武力攻撃事態対処法、関連の米軍支援法あるいは有事に際して空港や港、高速道路、空域海域電波周波数などを自衛隊や米軍に優先使用させる特定公共施設利用法などがかかわってまいります。

国民保護法は、戦争のために、自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画づくりや、実行を迫り、平時から戦争に備えさせる体制をつくろうとするものでございます。

1999年に成立をいたしました周辺事態法とは違いまして、懲役刑や罰則が定められているのが特徴でございます。

昨年3月、県は、山口県国民保護協議会条例を制定いたしまして、先月、県議会に山口県国民保護計画を報告いたしました。市町村の国民の保護に関する計画は国民保護法第35条に、市町村協議会の組織に関しましては法第40条にかかわってまいります。この条例が成立をいたしますと、計画にいう住民の避難などに当たりまして、自衛隊の協力を仰がなければならない立場になり、協議会に参加をする自衛隊員の意見が相当程度尊重されることが予想されます。

政府は、有事と災害の国民保護救援計画の相違点は何か、こういう質問に対しまして、災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導すると説明を行っております。つまり、有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があるというのが政府の見解でございます。自衛隊基地のある我が市では、特にその影響が予想されます。さらに、平時からの避難、誘導などの啓発訓練によって住民の意識を戦争になれさせる平時の有事化の危険性を指摘せざるを得ません。しかも、協議会で審議をされ、国との間では協議をされます市国民保護計画は、市議会では報告を受けるだけとなります。

こうした点から、防府市国民保護協議会条例の制定あるいは議案第5号の防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につきましては、反対の立場を表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 議案4号、5号は、有事関連法の一つである国民保護法にかかわる条例の整備であり、反対をいたします。

国民保護法を含む有事関連法は憲法の平和主義と基本的人権に反するものであり、国民保護計画づくりも国民を戦争に巻き込み、戦争協力をさせるものであり、平和への努力と戦争予防こそが最大の国民保護になるものであります。

そうした点では、1997年に採択され、2004年に日本が批准した国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーブ条約第1追加議定書第59条の無防備地区を求めていくことが重要になるだろうと思います。また、地方自治の本旨に反し、憲法が定める民主的な統治構造を大きく変容させる危険性を持つものです。

以上、反対討論といたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 第4号について反対討論をいたします。

私は、基本的には賛成ですが、この条例案では十分に機能しないと判断し、反対をいたします。

この条例案の第6条で規定している部会の委員及び専門委員は、条例案で判断する限りは、第2条で規定している委員及び専門委員の中から会長が指名すると理解するのが妥当だと思いますが、そうではないとの答弁がありました。それを踏まえて、条例案の不備を指摘し、反対討論といたします。

1点目、第1条協議会委員の定数を30人以内としておりますが、これは10人でも20人でもいいわけで、いかにも無責任な数字です。国民を保護するという重大な審議をするわけですから、30人なら30人ときっちり決めるべきだと思います。

それから、2点目ですが、第5条で、幹事を20人以内で置くように規定されております。しかしながら、任期の規定がありません。

3点目ですが、第6条で部会について規定されておりますけれども、部会の果たすべき役割が示されておられません。

それから、これ以降は冒頭で述べました執行部との見解の食い違いによるものです。3点ほど反対討論をします。

1点目ですが、第6条2項で、部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名するよう

に規定されておりますけれども、指名ではなく任命にすべきではないかというふうに思います。

それから、2点目ですが、部会に属すべき委員及び専門委員を任命する基準がありません。

3点目ですが、部会に属すべき委員及び専門委員の任期の規定がありません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第4号について採決いたします。議案第4号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。議案第5号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第9号平成17年度防府市一般会計補正予算（第8号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第9号を議題といたします。本案は、関係各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議において各常任委員会に付託となりました議案第9号平成17年度防府市一般会計補正予算（第8号）中、総務委員会所管事項について、2月28日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正予算中、総務委員会所管事項の主な内容といたしまして、歳入面では、市税、地方譲与税、各種交付金等につきましては、いずれも決算見込みによる補正が計上されており、地方交付税につきましては再算定による追加交付決定に伴うものを、国・県支出金

につきましては事業費の内示確定や精算見込み等に伴うものを、財産収入につきましては市有地の売り払い等に伴うものを、市債につきましては適債事業の事業費の確定や決算見込みによるものを、それぞれ補正計上されているものでございます。

次に、歳出面の主なものを申し上げますと、初めに、総務費につきましては事業費の確定や決算見込みに伴う補正で、一般管理費で、決算見込みに伴う剰余金の一部を庁舎建設基金へ積立金として計上しています。

人事管理費においては定年前退職者等に伴う退職手当の増額、財政調整基金費においては市有地売り払い収入のほか、土地開発基金の廃止による剰余金等の基金への積み立てを、企画費では生活バス路線運行費補助金が計上されており、また公債費につきましては元金及び公債利子の決算見込みによる補正が計上されているものでございます。

審査の過程における質疑の主なものを申し上げますと、「庁舎建設基金の議論は現在どうなっているのか。また、現状の積立金額、建てかえの時期、建設費についてはどうか」との質疑に対し、「庁舎建設の計画は平成12年に策定いたしました。その後の財政事情等により計画どおりにいかない部分がありました。平成18年度に建設時期、建設費も含め、現状に合うよう再検討したいと考えています。現在の積立金は、このたびの補正を含め8億1,000万円余りでございます」との答弁でございました。

「財政調整基金の積立金は、今年度、どのくらいになるのか」との質疑に対し、「4.1億3,000万円程度を見込んでおります」との答弁でございました。

また、「実質収支比率が5%を超える状況が続いており、財政的には黒字傾向にあるので、住民のサービスにも力を入れていただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。16番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

16番（藤野 文彦君） 議案第9号平成17年度防府市一般会計補正予算（第8号）中、教育民生委員会所管事項につきまして審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございますが、民生費の主なものとしていたしましては、老人福祉費において、利用者や取り扱い件数の減少による生きがい活動支援、通所事業委託料や「食」の自立支援事業委託料等が減額されているもの、障害者福祉費において、受診経費の見込み減による重度心身障害者医療費が減額等されているもの、

児童措置費において、保育園児数の見込み増による民間保育所委託料の増額や、民間保育所職員の処遇向上を図るための経費等や土地開発基金保有土地の買い戻し経費が計上されているものでございます。

次に、衛生費につきましては、決算見込みに伴う補正が計上されており、受診者の減少による日本脳炎予防接種委託料やがん検診委託料の減額のほか、合併処理浄化槽設置数の実績見込みによる合併処理浄化槽設置補助金の減額や、最終処分場築堤工事費の入札差金が生じたことによる減額等や、土地開発基金保有土地の買い戻し経費が計上されているものでございます。

次に、教育費につきましては、事業費の確定や決算見込みに伴う補正が計上されており、その主なものとしたしましては、小野中学校の屋内運動場や公民館、学習等供用会館のアスベスト除去工事、中学校給食共同調理場建築工事などに係る入札差金が生じたことによる減額や、文化振興財団への施設管理委託経費の減額等でございます。

審査の過程におきまして、「民生費補助金の国庫補助金として、新しく次世代育成支援対策交付金5,476万9,000円が県補助金の保育所地域活動事業費補助金等の合計額約8,300万円の財源組み替えとして計上されているが、次世代育成支援対策は国も力を入れているはずだが、なぜこのような補助金の減額が起こるのか」との質疑に対し、「国庫補助金につきましては、これまで国から事業ごとに県を通じ補助されていましたが、今年度より交付金化されたことにより、市に直接、交付金として補助する仕組みに変わりました。今後は、事業ごとの決定ではなく、育児関係や健康支援等が一括して評価された上、国の予算の範囲内で交付されるもので、これを配分しているものでございます」との答弁がございました。

また、「老人ホーム入所措置費の増額で、やはり苑の事務費改定によるものとの説明であったが、内容はどのようになっているのか」との質問に対し、「やはり苑が公設から民間になったということに伴いまして、初任給等給与水準、昇進、その他の身分保障、福利厚生面の格差を是正するための民間施設給与等の改善費、また基準を超えた夜勤介護の職員が配置され、夜勤体制に移行している施設は措置費に加算されているものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員長の報告を求めます。5番、斉藤議員。

〔経済常任委員長 斉藤 旭君 登壇〕

5 番（齊藤 旭君） さきの本会議において経済委員会に付託となりました議案第 9 号平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る 2 月 28 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものが主なものでございます。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げる質疑等はなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員長の報告を求めます。22 番、大村議員。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22 番（大村 崇治君） 議案第 9 号平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る 2 月 28 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込みに伴うものが主なものでございます。

道路新設改良工事や河川改良工事、公営住宅ストック改善工事などの入札差金、三田尻中関港港湾整備事業や環状 1 号線・佐波新田線整備事業等に伴う県事業負担金、防府市土地開発公社に対する市街地再開発事業用地の取得代金等が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑といたしましては、「維持管理費、補修費のうち単独市費分については、当初予算の減額補正をせずに使い切ることはできないのか」との質疑に対し、「単独市費分につきましては、予算を執行できるように努力しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

議案第10号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号平成17年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

（以上総務委員会委員長報告）

議案第11号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号平成17年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第16号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第12号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第3号）

（経済委員会委員長報告）

議案第15号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第18号平成17年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第19号平成17年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（以上建設委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第10号から議案第19号までの10議案を一括議題といたします。まず総務委員会に付託されておりました議案第10号及び議案第14号について委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議において総務委員会に付託となりました議案第10号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第14号平成17年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、2月28日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

議案第10号につきましては、決算見込みにより、歳入で入場料、車券発売金収入、諸収入、基金繰入金等を、歳出では競輪事業費、諸支出金及び公債費を減額するものです。

審査の過程において、「厳しい経営状況の中で高額な負担をしている交付金、納付金について、他の競輪施行者ととともに削減に向けて努力するとともに、負担金補助及び交付金について見直していただきたい。また、管理運営面の民間委託について、他の競輪場でも

検討されていると聞くと、本市でも検討する必要がある」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第14号につきましては、歳入で財産収入を決算見込みに基づき計上し、収支差を土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

特に御報告申し上げる質疑等もなく、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計2議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第11号、議案第13号、議案第16号及び議案第17号について委員長の報告を求めます。16番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

16番（藤野 文彦君） さきの本会議におきまして教育民生委員会に付託となりました議案第11号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第13号平成17年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第17号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の4議案につきまして、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第11号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

今回の補正は決算見込みによるものでございますが、歳入では保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金等を、歳出では保険給付費、保健事業費及び諸支出金等を計上し、収支差を予備費で調整しているものでございます。

次に、議案第13号平成17年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づき歳入歳出予算の総額を減額するものでございます。

次に、議案第16号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において医療給付費が年間見込みを下回ったこと等による歳入調整が主なものでございます。

次に、議案第17号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて御報告申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づき歳入歳出予算の総額を減額するものでございます。

当委員会といたしましては、4議案とも特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の4議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員会に付託されておりました議案第12号について委員長の報告を求めます。5番、斉藤議員。

〔経済常任委員長 斉藤 旭君 登壇〕

5番（斉藤 旭君） ただいま議題となっております議案第12号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る2月28日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は決算見込みによるもので、歳入歳出それぞれを減額し、差額を一般会計からの繰入金で調整しているものでございます。

審査の過程における主な質疑等といたしましては、「運賃収入が減額となっているが、山頂公園がオープンして、運賃収入を例年より高めに見積もっていたのか。それとも、利用者が減ったのか。また、運賃収入の減額分に相当する人数は何人ぐらいになるのか」との質疑に対して、「有料者実績で14年度では1万5,190名、15年度では1万8,188名、16年度では2万5,077名となっております。17年度では、山頂公園がオープンした当時の率を加え、2万7,000名程度を見込んでおりました。また、減額分に相当する人数としては、大人の運賃が往復で1,000円であることから、6,990名となります」との答弁がございました。

これに対して、「見込み違いが多いほど一般会計からの繰入金が多くなる。これまで運賃収入の見込みがこれだけ違うということはなかったと思う。これだけの見込みをされているのであれば、いろいろなイベント等も考えられたことと思うが、それが行き届いていなかったのかなど等も含めて、反省材料として今後取り組んでいってほしい」との意見がございました。

また、「山頂公園がオープンした当初は、いろいろなイベントを行い、ロープウェイの利用者増につなげたいという話であったと思うが、将来の見通しをどのように考えているのか」との質疑に対して、「オープン1周年には、航空自衛隊にも協力をいただき、オープニング記念の行事等を行ってまいりました。今後も自衛隊、市民団体等の幅広い協力をいただきながらイベントを開催し、ロープウェイの集客増につながる最大限の努力をして

いきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員会に付託されておりました議案第15号、議案第18号及び議案第19号について委員長の報告を求めます。22番、大村議員。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 議案第15号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第18号平成17年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第19号平成17年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の3議案について、去る2月28日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の3議案における今回の補正は、決算見込みによるものでございます。

委員会といたしましては、3議案とも特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました3議案について御報告いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第10号から議案第19号までの10議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号から議案第19号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

議長（久保 玄爾君） これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 本日ここに、市制施行70周年の節目の年となります平成18年度の予算案並びに諸議案を御審議いただくに当たり、市政運営に臨む所信の一端を申し述べるとともに、諸施策の概要について御説明し、市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、市民の皆様方の温かい御支援のもとに市政を担わせていただきまして、早くも2期目を終えようとしております。この間、私は一日一日が任期であると自分自身に言い聞かせ、常に12万市民の皆様方の幸せと市政の発展を願い、市民が主役の市政を念頭に、市民の目線に立ち、夢あるふるさとづくりに向けて、誇りの持てるまち、そして住んでみたいと思われるまちを目指し、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

特に、2期目におきましては、防府市を取り巻く大きな2つの課題、すなわち行政改革と県央合併に私のすべてを傾注し、取り組んでまいったところでございます。

行政改革におきましては、斎場業務や学校用務員業務、ごみ収集業務などを民間委託とし、養護老人ホームやはず園につきましても民設民営化するなど、着実に大きな成果を上げており、今後とも考え得るすべての事柄について見直しをしまいたるつもりでございます。

一方、県央合併につきましては、協議において百歩譲る形となりましたが、さらなる譲歩、すなわち10年先のことを約束することは到底市民の皆様方の御理解が得られないと、本市法定合併協議会委員の9名全員が判断し、そのことを主張しました結果、法定合併協議会が休止となりましたことは御承知のとおりでございます。

私は、単独市政運営をしまいたります防府市の長といたしまして、確実な成果を上げております行政改革をより一層加速させ、その成果を市民の皆様のために、また美しく誇りあるふるさとづくりのためにバランスよく活用し、県央部において存在感があり、「キラリと光るふるさと防府」を築いていきたいとの思いから、昨年6月議会におきまして3選出馬の決意を申し上げたところでございます。

さて、昨年を振り返ってみますと、一昨年のカネボウ株式会社のショックも冷めやまぬうちの学校法人多々良学園の経営破綻は、私はもちろんのこと、多くの市民の皆様にとりましても大きな驚きでありました。現在、民事再生法に基づく経営再建中であり、今後どのように展開していくかはわかりませんが、長く山口県や防府市の高等教育の一翼を担ってこられました学園の偉大な業績は決して消え去るものではなく、我々の胸の中に永遠に残るものと思っております。在校生のため、さらには本年度入学される新入生のためにも、一刻も早く支援者が決まり、安心した学校生活を送れる環境が整うことを願ってやみ

ません。

一方、自然災害に目を向けますと、昨年9月6日に襲来した台風14号に対しましては、防府市を直撃するおそれありとの予報から、すぐさま災害対策本部と水防本部を設置し、情報の収集に万全を期すとともに、高潮による浸水被害が懸念された市内6地区に対し、襲来前では初めてとなる避難勧告を発令いたしました。幸い大きな被害もなく台風は通り過ぎ、ほっと安堵のため息をついたものでございます。今後とも自然災害に対しましては正確な情報収集と情報発信に努め、市民の皆様の安全を最優先に考え、対応してまいり所存でございます。

国内では、このような自然災害のほか不安定な世情を反映し、先行き不透明な状況が続いております。社会情勢を見てみますと、卑劣な犯罪やなりすまし詐欺など、市民生活を脅かす事件が毎日のように報道されておりますし、経済情勢については、全体的に緩やかな回復傾向にあるとはいえ、国・地方ともに多額の借金を抱え、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しが急務と言われており、三位一体改革をはじめ、聖域なき改革が進められているところであります。

このような社会経済状況を背景として平成18年度予算を編成してまいりましたが、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、快適で住みやすい安全・安心なまちづくりに意を注いだ予算になったものと思っております。

平成18年度の当初予算規模につきましては、一般会計においては360億8,400万円となり、前年度予算と比較しまして0.2%減となっております。また、特別会計につきましては、企業会計を含めた総額で584億5,500万円余りとなり、前年度予算と比較いたしますと9.7%の増であります。

以下、平成18年度の重点施策について、第三次防府市総合計画の施策の大綱に従い、順次御説明申し上げます。

大綱の第1は、「元気に住める環境づくり」についてであります。

まず、道路、街路事業等の交通基盤の整備でございますが、新橋牟礼線、天神前植松線等の事業の推進を図るとともに、地域に密着した生活道路の改良や整備を進めてまいります。

国道2号の整備につきましては、富海・戸田区間や大道地区の拡幅、富海地区以西の4車線化、佐野・冲高井交差点の立体化を要望するとともに、県道については、環状1号線や佐波新田線、大内右田線、中関港線、山口徳山線の早期完成に向け、引き続き要望してまいります。

また、社会経済情勢が大きく変化する中で、均衡のとれた効率的な都市整備を進めるた

め、道路網をはじめとする都市計画の見直しを進めてまいります。

次に、公共交通機関につきましては、生活バス路線の利用者が年々減少するなど、事業環境が厳しさを増しているところですが、市民の皆様への足としての維持、確保を含め、総合的な市内の交通体系の見直し等について、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

地域情報化の推進につきましては、地域安心安全情報システムを導入し、防犯、防災情報等の身近な安心安全情報を携帯電話やインターネットを利用し、希望者にメールで配信するサービスを実施してまいります。また、市民の皆様への利便性をさらに高めるため、防府市地域情報化アクションプランの推進とホームページの一層の充実を図り、セキュリティ対策や適正な運用管理体制のもと、電子市役所の実現を図ってまいります。

広報広聴活動につきましては、幅広く市民各層にアピールできるよう市広報の充実に努めるとともに、地域密着型のケーブルテレビ、コミュニティFM、電光掲示板等のあらゆるメディアを有効に活用し、積極的な広報活動に努めてまいります。

また、市民の皆様への不安や悩みが少しでも解消できるよう、市民相談業務や提言などの広聴活動を充実させるとともに、開かれた市政の推進と市民参画を促進するため、ホームページの活用による情報公開の推進に積極的に取り組んでまいります。さらに、個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護条例に基づき、適正な管理を徹底するとともに、市民の皆様へのプライバシー保護に努めてまいります。

自治会の振興につきましては、地域住民の皆様へ最も身近な存在であります自治会や町内会との良好な関係を維持しながら、支援してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業につきましては、就任以来、市民生活に直結した重点施策として取り組んでまいりました。おかげさまでこの数年間で整備は飛躍的に進展を見せておりますが、今後さらに市街化区域内の着実な下水道整備を進めるため、中関・牟礼・右田方面への事業認可区域の拡大を図り、効率的、計画的な事業の推進に取り組むとともに、昨年度、地域社会の活力の再生を図る地域再生法により内閣府から認定を受けた「蛍舞う清流と共生するふるさと防府再生計画」に基づき、公共下水道と合併処理浄化槽の一体的な整備を推進し、衛生的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図ってまいります。

なお、下水道への未接続世帯に対しましては、引き続き公共下水道への接続を呼びかけ、水洗化率の向上に努めてまいります。

また、昨年度から3カ年の継続事業として実施中の浄化センターの水処理施設2系列の増設について、引き続き整備を進めるとともに、右田中継ポンプ場の建設については本年度の完成を目指してまいります。

次に、市営住宅の整備でございますが、高齢者や障害者にも配慮した西田中団地建設の実施設計を行うとともに、多様化する市民の居住ニーズに対応できるよう、平成13年度に策定しました公営住宅ストック総合活用計画の見直しを進めてまいります。

また、住宅に困窮する高齢者世帯、障害者世帯などの居住の安定を図るため、入居の優先的な取り扱いを開始するとともに、良好な住環境の提供に向け、今後とも適正な管理に努め、悪質な家賃滞納者に対しては支払い請求、明渡訴訟等の法的手段を継続して行ってまいります。

墓地の貸し出しにつきましては、市民の皆様の墓地需要にこたえられるよう、市営墓地無縁区画の整備を計画的に進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、人口の減少や節水型社会の進展などの諸要因により、今後も水需要の減少傾向が予測されますので、施設の更新や拡張事業の実施に当たっては、その動向を勘案し、緊急度、重要度を適切に判断して進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改良や未普及地域の解消、漏水防止対策にも積極的に取り組み、経営の合理化や施設運用の簡素化・効率化を図りながら、給水サービスの向上と安全でおいしい水の安定的な供給に努めてまいりたいと存じます。

また、工業用水道事業につきましては、需要の減少に伴い、経営状況は厳しい見通しですが、引き続き施設の維持管理に万全を期し、安定給水に努めてまいります。

次に、河川事業でございますが、引き続き牟礼東部地区の浸水対策として勘場川の改修事業を実施するとともに、中関地区の排水対策については、排水機場の新設、水路の改修等を実施してまいります。

また、一般河川、水路についても、国衙地区の排水路改良に着手するなど、雨水排水対策として必要な改良・補修を実施し、住みやすく安全な生活環境の確保に努めてまいります。

次に、消防・防災でございますが、安全で安心な市民生活を確保するため、消防力や地域防災力の充実強化により、災害に即応できる体制づくりに鋭意取り組んでまいります。また、市民の皆様の生命、財産を災害から守るための体制の確立に向け、引き続き各自治会等における自主防災組織の育成を図るとともに、コミュニティFMやケーブルテレビを利用して、防災情報の提供を行ってまいります。

さらに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき制定する条例に沿って、防府市国民保護計画を作成し、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合等における対処などを定めることで、市民の皆様の安全の確保に努めてまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動、交通安全教室等を通して交通安全意識の一層の普及徹底を図り、関係機関と一体となって事故防止に努めるとともに、東須賀松原線歩車共存道路や「あんしん歩行エリア整備事業」による天神前国府橋線の歩道整備、防護柵の設置など、交通安全施設の整備を進めてまいります。

続きまして、公園緑地の管理でございますが、豊かな緑を活用した安らぎと憩いの場となるよう、適正な管理に努めてまいります。

なお、今後の公園整備計画については、緑の基本計画に基づき、地域のバランス等に配慮しながら検討してまいりたいと存じます。

また、緑化の推進につきましては、緑化意識の高揚を図るため、緑化祭や花壇・緑化ポスターコンクール、記念植樹などを実施してまいります。

次に、環境保全対策につきましては、昨年度に策定した防府市環境基本計画に基づき、環境への負荷の少ない、持続可能な社会の確立に向けた取り組みを進め、地球温暖化対策を含め、環境保全に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ってまいります。

ごみ問題につきましては、行政改革委員会の答申に基づき、本年度から、祝日の収集業務とクリーンセンターでの受け入れ業務を6月から9月までの期間を除き廃止いたしますが、今後も市民の皆様の御理解をいただきながら、適正なごみ処理業務に努めてまいります。

また、社会的な課題であるごみの減量化や再資源化を一層推進するため、各種補助制度の拡充を図るとともに、市民との協働によるごみ減量運動を展開してまいります。

なお、老朽化しております焼却・破砕処理施設につきましては、新処理施設の建設に向けて準備作業を開始するとともに、建設用地の一部を防府市土地開発公社から取得いたします。

大綱の第2は、「元気が育つひとづくり」についてであります。

生涯学習の推進につきましては、市民みずからが行う生涯学習をさらに促進するため、防府市生涯学習推進計画に沿って具体的な実践を進めます。本年度からは、昨年協定を締結した山口大学エクステンションセンターとの連携・協働による生涯学習のまちづくりに取り組むとともに、公民館、学校を核とした特色ある地域づくりの取り組みを支援してまいります。

生涯学習施設につきましては、文化センターをはじめ各公民館等において、インターネットを活用した生涯学習情報の発信やパソコン操作技術習得の場の提供等により、情報化社会に対応した市民サービスの向上に努めてまいります。また、利用者の利便性を高めるため、文化福社会館のトイレの一部を洋式化するなど、計画的に各施設の維持補修を進め

てまいります。

図書館につきましては、本年、市街地再開発ビルへ移転し、11月に開館の予定でございます。新図書館においては、情報・文化・生涯学習の拠点として、今まで以上に市民の皆様が利用しやすい環境整備や一層親しまれるサービスの展開、また図書資料や視聴覚資料の充実に努め、広く活用される図書館を目指してまいります。

次に、学校教育についてですが、私は今日まで倫理・道徳教育の必要性、重要性をあらゆる機会を通じて主張してまいり、この数年間は、小学校6年生と学校給食をともにする中で、現実に子どもたちとの触れ合いを持たせていただいてもまいりました。わずかな触れ合いではありますが、しっかり学び、正しく生きたいという向上心あふれる姿の子どもたちばかりであると感じており、このような子どもたちをさらに健全に育成していくことは、私たちに課せられた最大の課題であると痛感している次第であります。

こうした視点から、学校教育を生涯学習の基礎の場としてとらえ、豊かな人間性と豊かな学力、そして強い心と体を備えた児童・生徒の育成を目指して推進してまいりたいと存じます。

まず、人間性豊かで心身ともに健康な児童・生徒を育成するため、心の教育や教育相談体制の充実、また生徒指導の強化、健康・安全教育や文化活動の推進、体力の向上、食育を中心とした生活習慣の改善を図ってまいります。

さらに、豊かな学力をはぐくむために、基礎・基本の確実な定着を図り、みずから学び、みずから考え行動する力を育成し、一人ひとりの個性を大切にした教育を推進するとともに、教職員の資質・能力の向上や小・中学校連携による教育の推進、学校評価を生かした開かれた学校づくり、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの推進に努めてまいります。

また、教育環境の改善・整備として、特別支援教育や中学校給食・食育の充実、情報化・国際化への対応を図る教育の充実、へき地教育の振興をしてまいります。特に、特別支援教育につきましては、特殊学級の新設や学校支援員の配置など、引き続き教育環境の一層の改善と整備に努めてまいります。

児童・生徒の安全対策につきましては、「みまわり隊」へのジャンパーや「子ども110番の家」ののぼり旗などの助成を新設するとともに、防犯ブザーの支給を継続するなど、学校やPTAが地域と連携して行う組織づくりや諸活動を支援することにより、児童・生徒が安全に安心して登下校などができるよう努めてまいります。

学校給食につきましては、防府市学校給食センターの開設により、本年9月から、残り8校の中学校完全給食を開始いたします。

学校施設整備につきましては、佐波小学校屋内運動場増改築工事を継続して実施すると

ともに、「毎年1校改築」を実現するため、新たに右田中学校屋内運動場の改築に向けて実施設計等を行うほか、引き続き施設の耐震診断を実施し、施設設備の点検・整備に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域、行政が緊密に連携し、社会全体が取り組む課題でありますので、青少年育成市民会議が推進する「家庭の日運動」を引き続き支援するなど、地域の子どもは地域で守り育てる体制を強化してまいりたいと存じます。

人権学習につきましては、防府市人権学習推進市民会議を中心に関係機関・諸団体と連携し、講演会や市民セミナーを企画するなど、市民ぐるみの人権学習・啓発活動の推進に努めてまいります。また、人権学習推進委員の研修の充実に努めるとともに、人権学習指導員の地域、企業等への派遣による自主的な学習機会の拡大を図り、市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かなぬくもりのある地域づくりに努めてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、市民の有する「文化を大切にする心」に誇りを持ち、防府市文化協会、防府市文化振興財団をはじめ各種文化団体と連携を図りながら、市民の文化芸術活動の推進に努めるとともに、本年11月に開催される国民文化祭「大茶会」と「文芸祭」の成功に向けて、鋭意努力してまいります。

また、本年度から指定管理者として文化施設を管理運営する防府市文化振興財団の事業展開を支援し、文化・芸術の振興並びに科学教育の普及を図ってまいります。

文化財の保護・保存につきましては、引き続き三田尻御茶屋保存修理や周防国府跡の発掘調査など、着実に推進するとともに、市制施行70周年記念事業として、防府市文化振興財団との共催で周防国府展を開催し、防府市の歴史と文化のすばらしさを全国に発信してまいります。

次に、国際交流の推進でございますが、人と人が触れ合い、お互いに異なる文化を理解し合える交流活動や国際性豊かな人づくりを推進してまいります。

本年度も、姉妹都市であります大韓民国春川市、アメリカ合衆国モンロー市との青少年交流事業を継続して実施し、外国の文化や言語を学ぶ機会をつくり、将来の防府市を担う人材の育成を図るとともに、市民による市民のための交流活動が活発に行え、国際理解が市民一人ひとりに深まるように、国際交流団体連絡協議会の事業や市民の交流活動を積極的に支援し、市民とともに世界に開かれた防府市を目指してまいります。

次に、勤労者福祉対策でございますが、県内の景気は回復基調を続けており、雇用情勢についても改善傾向にはあるものの、依然厳しい状況が続いておりますので、国・県等の関係機関と連携を図りながら、就業の支援や雇用の拡大に努めてまいります。

消費者行政につきましては、市民の皆様が安全で安心な消費生活を送れるよう消費者相談業務のより一層の充実を図るとともに、消費者ニーズに応じた的確な情報提供、啓発事業等を推進し、消費者の被害防止や救済支援に努めてまいります。

次に、スポーツの振興でございますが、昨年設立しましたスポーツボランティア組織の定着・育成に努めるとともに、すべての市民がそれぞれの目的、体力、年齢に応じ、生涯にわたってスポーツとのかかわりが持てるよう、支援してまいります。

また、老朽化したスポーツセンター体育館にかわる新たな施設の設置に向け、体育館建設基本計画の策定に取り組んでまいります。

なお、平成23年に山口県で開催が予定されております国民体育大会につきましては、準備委員会を設立し、諸準備を進めてまいります。

大綱の第3は、「元気を支えるぬくもりづくり」についてであります。

人権推進対策につきましては、市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かで住みやすいふるさとの実現に引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第二次防府ハーモニープラン21に基づき、人権尊重を基本に、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう第四次高齢者保健福祉計画に基づき、地域包括支援センターの整備・充実に努め、地域支援事業や認知症高齢者施策、生涯現役社会づくり推進事業などの介護予防・地域ケア事業を推進してまいります。

なお、これらの事業の推進に当たっては、高齢者一人ひとりの状態に応じた適切な支援が展開できるよう、地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の専門職相互の連携による包括的な地域ケアの提供など、各種保健福祉サービスを総合的・計画的に推進してまいります。

また、ケアハウスや認知症高齢者グループホームなどの老人福祉施設についても、計画的に整備してまいります。

次に、介護保険事業につきましては、本年度から平成20年度までを計画期間とした第三期介護保険事業計画に基づき、総合的な介護予防システムの確立、施設給付の見直し、地域密着型サービスの新設等により事業の推進に努めるとともに、公平・公正な要介護認定の確保や介護に関する相談・援助体制の充実、介護保険制度についての周知に努めてまいります。

次に、障害者福祉対策でございますが、本年度からの障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害の種別にとらわれない福祉サービス利用の一元化が図られるとともに、自立支

援給付と地域生活支援事業に事業が再編されますので、そのための体制整備に努めるとともに、障害者の方々の不安を少しでも軽減するため制度改正についての周知を図るなど、新たな福祉サービスの充実に努めてまいります。

なお、自立支援給付では、福祉サービスの要否決定の客観的な判定基準となる障害程度区分を導入し、障害程度区分認定審査会による障害程度区分の審査、判定を行うことにより、介護給付における公平性・透明性の確保に努めてまいります。

また、本年10月から施行となる地域生活支援事業については、相談支援事業やコミュニケーション支援事業、地域活動支援事業について総合的な相談活動等の支援を充実するため、関係機関との連絡調整を密にし、障害者の地域生活支援を推進してまいります。

国の基本指針に基づく障害福祉計画については、障害福祉計画策定懇話会を設置し、関係機関との協議を行い、策定してまいります。

次に、児童福祉対策につきましては、防府市次世代育成支援行動計画に基づき、各種子育て支援サービスを推進し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり、子どもと子育てにやさしいまちづくりを目指してまいります。

また、近年の子どもに関する相談の複雑化・多様化に対応するため、「こども相談室」を開設し、子育て支援体制の充実に努めるとともに、子どもや保護者等を支援するネットワークの強化に全力で努めてまいります。

また、核家族の増加や都市化の進展に伴い、子育て家庭が孤立し、育児に関する悩みやストレスなどを抱え込む傾向が見られることから、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる「子育てサロン」を防府市地域協働センターや市内周辺地域に開設し、課題の解消を図ってまいります。

留守家庭児童学級につきましては、昨年度は華城校区へ2カ所目となる増設をいたしました。本年度は向島校区に設置し、これにより、野島を除くすべての校区への設置を完了いたします。

ひとり親家庭福祉対策につきましては、相談業務の充実と医療費助成や児童扶養手当などの支援対策を活用することにより、健全な家庭が営まれるよう福祉の向上に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、「みんなでつくる健やかほうふ21」の行動計画に沿って、市民一人ひとりが健康を意識し、みずからの健康づくりを実践していけるよう家庭、地域、学校、企業と一体となった活動を展開してまいります。

母子保健につきましては、妊娠中から乳幼児期までの家庭訪問に重点を置き、安心して出産、子育てができる継続した支援を強化するとともに、乳幼児が健やかに育つための乳

幼児健康診査や事後指導、規則正しい日常生活の確立を目指す健康教育や健康相談を充実してまいります。また、親子のコミュニケーションに視点を置いた虐待予防活動や思春期の生と性について考える若者教育など、親子の心と体の健康づくり施策を関係機関等と連携しながら推進してまいります。

成人保健につきましては、壮年世代の生活習慣病予防に視点を置き、健康的な運動習慣や生活習慣の確立を中心に、健康の維持・向上を図るために健康診査の事後指導を強化するなど、地域や職域とも連携しながら事業を推進するとともに、高齢者世代については、サロン等の集いの場を活用し、転倒予防や認知症予防、食生活の改善などに関する知識についての普及啓発を図ってまいります。

医療対策につきましては、関係機関の御協力をいただき、救急医療体制の充実を図るとともに、野島診療所の運営については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域住民の理解を得ながら、適切な医療保健サービスの提供に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、前期高齢者の増加に伴う医療費の急増により、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。本年度の基礎賦課額の保険料率及び賦課限度額については据え置きといたしております。しかしながら、介護納付金賦課額の保険料率及び賦課限度額については、社会保険診療報酬支払基金への納付金の増加や改正政令の施行に伴い、やむなく引き上げといたしております。

また、保健事業につきましては、「自分の健康は自分で守る」という自己健康管理意識の高揚を図るため、人間ドック助成事業による利用料金の助成を8割から9割に改定し、疾病の予防・早期発見を推進するとともに、生活習慣病の予防として、無理のない運動習慣を身につけるための水中運動教室を中高年齢者を対象に実施してまいります。

大綱の第4は、「元気を生み出すものづくり」についてであります。

農業の振興につきましては、関係機関等と連携し、担い手の育成や安全で安心な食料の安定供給、農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

米につきましては、米政策の転換に伴い、需給バランスに対応したものとし、あわせて良食味品種への作付転換等の計画的生産や、野菜、花き等の作付けによる複合経営を促進してまいります。また、畜産につきましても、乳牛の高品質化や肉用牛の安定供給に向け、支援してまいります。

野菜等の安定供給につきましては、関係団体と連携し、野菜産地の振興に取り組むとともに、青果市場の活性化による健全運営に努めてまいります。

地元農産物の需要拡大対策につきましては、新鮮・安心・安全を基調とした地産地消の推進策として、中学校給食への防府市産米使用について支援するとともに、県や近隣市等

と連携して需要拡大を推進してまいります。また、社団法人防府市農業公社の活用により、農作業の受委託や農用地の保全に対応していくとともに、新規就農者等の技術・営農指導に努め、円滑な就農を推進してまいります。

農業基盤の整備につきましては、上り熊地区のほ場整備事業に引き続き取り組むとともに、農業用施設の整備については、ため池等整備事業や新農業水利システム保全対策事業により、生活環境や防災面に配慮した整備を進めてまいります。

次に、林業の振興につきましては、森林の持つ水資源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能に着目し、間伐、松くい虫駆除、林道整備等により、森林整備や保全管理に努めてまいります。

次に、水産業の振興でございますが、つくり育てる漁業の振興を目指し、良質な種苗の生産や放流を行い、栽培漁業の促進を図ってまいります。

また、漁業基盤の整備につきましては、腐食の著しい向島小田漁港の鋼管防波堤の補修を引き続き実施するとともに、背後集落の高潮対策として、富海漁港の陸閘の改良を実施してまいります。

次に、港湾関係についてですが、港湾の振興は市勢発展のための重要課題の一つでありますので、わかりやすい課名への変更や専任担当者の配置により、業務の充実・効率化を図ってまいるとともに、市の単独事業として、中関地区の3号岸壁西側市有地をモータープール等に利用できるよう整備してまいりたいと存じます。

また、重要港湾である三田尻中関港の長期構想や次期港湾計画に市の意見や要望が反映されるよう鋭意努力するとともに、引き続き国・県に対し計画的な整備を要望してまいります。

大綱の第5は、「元気がにぎわう街づくり」についてであります。

商工業の振興につきましては、県内の景気は回復基調を続けていますが、中小企業の経営安定を図るため、商工会議所、金融機関等と連携し、市の制度融資や不況業種に対する経営安定関連保証制度による融資など、各種助成制度により支援してまいります。また、中小企業の振興・発展と地域経済の活性化に資するため、山口・防府地域工芸地場産業センターを中心とした地場製品の展示・紹介、人材の確保・養成、情報の収集・発信、需要開拓事業等の諸施策を支援してまいります。

次に、中心市街地の活性化につきましては、商業集積の一体的かつ計画的な整備をプロデュースするTMOまちづくり防府と連携し、活気ある商店街を創出するため、空き店舗を利用した実践的な経営により新たな商業者を育成する「チャレンジショップ事業」や、意欲ある後継者を支援・育成する「繁盛店づくり事業」、中心市街地商店街の「にぎわい

創出事業」等を支援するとともに、まちづくり活動拠点施設「天神ピア」については、さまざまな催し物の場、また市民の交流の場として、商店街、市民団体と連携して有効活用を図ってまいります。

市民活動支援につきましては、市民活動支援センターを拠点に、市民の活動を積極的に支援し、市民と行政との新たなパートナーシップづくりの推進に努めてまいります。

防府駅てんじんぐち市街地再開発事業につきましては、いよいよ6月に再開発ビルと立体駐車場が完成し、7月にオープンする予定でございます。この再開発事業は、10数年前から取り組まれた世紀的な大事業でございます。再開発ビル「ルルサス防府」が中心市街地活性化のための核施設として機能し、コンパクトシティ実現のための一翼を担うものと大いに期待しております。

また、駅北土地区画整理事業につきましては、再開発事業の進捗にあわせ、駅通り牟礼線の道路改良工事等を実施するとともに、D街区とE街区の建物移転についても取り組んでまいります。

次に、観光の振興でございますが、観光客のニーズに即した観光情報の積極的な提供により観光需要の拡大を図るため、観光キャンペーンの開催やテレビ、ラジオ、旅行雑誌などの活用により、歴史に培われた防府市を広く宣伝し、また観光ボランティアの養成や観光ホスピタリティの意識の醸成を通して、触れ合いともてなしあふれる観光地づくりを進め、観光客の増加に努めてまいります。

また、防府まつりや裸坊祭、お笑い講など、防府を代表する行事の積極的な支援や、主要観光資源である防府天満宮や周防国分寺、毛利氏庭園を有機的に結びつける回遊性の高い観光散策ルートのPRに努めるとともに、本年11月に開催される国民文化祭の機会をとらえ、防府の特産品などを全国に発信してまいります。さらに、関係機関の御協力のもと、観光客船の受け入れにも積極的に取り組んでまいります。

索道事業につきましては、山頂公園やロープウェイなどの大平山の魅力を市内外に広くアピールし、利用客の増加に努めるとともに、旅客の安全輸送に万全を期し、運営してまいります。また、大平山ロープウェイの今後のあり方については、大平山索道事業検討協議会を再開し、諮ってまいります。

競輪事業につきましては、11月に開催するふるさとダービー防府に向けて、場外発売場の積極的な確保等、諸準備に全力で取り組んでまいります。

また、事業運営に当たっては、各種競輪教室を開催するなど、引き続きファンの確保に努めるとともに、開催経費を節減し、効率的な事業運営を行ってまいります。

以上、第三次防府市総合計画の施策の大綱に従い、平成18年度予算に基づく事業の概

要について御説明申し上げましたが、最後に、変革の時代への対応について申し上げます。

私は、市長就任以来、経営的な観点に立っての行財政の見直しを機会あるごとに市職員に対して指示してまいりましたが、これにこたえるように職員にも意識の変化があらわれ、市民の皆様の御理解とこうした市職員の意識改革の中で、県内でもいち早く本格的な行政改革を立ち上げることができたところでございます。

その結果、冒頭でも申し上げたとおり、平成16年度までの3年間で10億円近い大きな成果が上がっており、さらに平成17年度分も含めると、この直近4年間で約18億円の行政改革効果額を達成できる見込みでございます。

景気低迷の長期化による地方財政の悪化や折からの三位一体改革等により、厳しい財政運営を強いられている自治体が多い中において、こうした、まさに転ばぬ先の杖であった行政改革の成果は、防府市の前途を照らす大きな明かりとなっているところでございます。無論、行政改革によるこのような成果は、市民の皆様の御理解があつてのことでございますので、安全・安心で住みやすい、美しい文化都市を創造してまいるための諸施策に、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、合併につきましての私の考えでございますが、何度も申し上げておりますように、2市4町の合併協議におきましては、新市の名称、事務所ともに防府市として最大限の譲歩をしてまいりましたが、10年後の約束を求められる事態に立ち至り、これ以上の譲歩は防府市民の皆様の思いとはかけ離れたものであり、到底市民の皆様の御同意はいただけないと本市の法定合併協議会委員全員が判断し、結果的に、これまでどおりの市政運営となつておるものでございまして、県央部に中核都市が必要であるとの気持ちは当初から変わるものではございませんが、今は、合併された新市に負けない、しっかりとした土台を築き、山口県の県央部でイニシアチブのとれる、交流の一つの拠点となり得る防府市とするために、市民の皆様とともに頑張っていかなければならない時期であり、その責任が私にあると覚悟しているところでございます。

将来、合併の議論が沸き上がってくる時もあると思いますが、合併は市民の皆様の御理解が不可欠であり、市民の皆様にとって、夢と希望の持てるものでなくてはなりません。お互いの立場を認め合い、共存共栄できる相手方と、市民の立場に立った協議をしていくことが何より大切であると考えておりますので、今後、合併協議が起こってきたときは、市民の皆様のお気持ちをしっかりお聞きするとともに、しっかりとした情報を提供し、最終的には住民投票を実施することを前提に取り組んでまいりたいと存じます。

御存じのように、時代は猛烈なスピードで動いております。私は、市民の皆様から、市と市民の将来をさらに夢と希望の持てるものにしていくため、変化への対応を誤ることな

く、しっかりとしたかじ取りを求められていることを肝に銘じ、市民の市民による市民のための市政、すなわち市民主役の市政実現に向け、粉骨砕身努力してまいることがここに
お誓い申し上げるものでございます。

最後になりますが、これからのまちづくりにおいては、市民の皆様の声を市政に反映することはもちろん、市民の参画を一層推進していくことが重要であります。

本市の行政運営に当たっての最上位指針であります第三次防府市総合計画につきましては、平成16年度に実施いたしました市民アンケートや地区懇談会などの結果を踏まえ、また、昨年度は市民の皆様の御意見をいただくための委員会を開催し、その基本構想を基調とする中で、防府市の将来を見据えた、夢の持てる計画として、本年度から平成22年度までの5カ年度間を計画期間とした後期基本計画を取りまとめたところでございます。

その中にも、諸施策を実施していくための推進方策として「市民参画の推進」を掲げておりますが、今後、市民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めていくには、市民参画をさらに推進し、市民と行政とのパートナーシップによる「協働」に発展させていくことが必要であり、本年度はその仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、市民の皆様とともに、第三次防府市総合計画に掲げる「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現と、さらには、胸を張って誇れる「美しい文化都市防府」の実現を目指し、私をはじめ市職員一丸となって全力を尽くすことをお誓い申し上げ、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のたいなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成18年度の施政方針とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。したがいまして、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

議案第20号防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（久保 玄爾君） 議案第20号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明申し上げます。

長期継続契約については、これまで地方自治法の規定により、電気、ガス、水道の供給や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借り入れる契約に限り年度を超えた契約を

締結することができることとされておりましたが、さきの地方自治法及び同法施行令の改正により、これらに加え、契約の性質上、翌年度以降にわたる契約を締結しなければ事務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについては、長期継続契約を締結することが可能となったことから、このたび本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的な電子計算機や複写機のリース契約などを長期継続契約を締結することができる契約として定めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第21号防府市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議長（久保 玄爾君） 議案第21号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第21号防府市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本年4月、障害者自立支援法が施行され、障害者に対する福祉サービスは10月から新しい体系に移行することとなっております。

本案は、新体系の福祉サービスの実施に当たり、事前に障害者の障害程度区分に関する審査及び判定の業務を障害程度区分認定審査会において開始する必要があるため、条例を制定するものでございます。

なお、審査会の委員は、障害保健福祉に関する学識経験者とし、身体、知的、精神障害の各分野の均衡に配慮した編成により任命する予定でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第22号防府市地域協働支援センター設置及び管理条例の制定について

議長（久保 玄爾君） 議案第22号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第22号防府市地域協働支援センター設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、現在、防府駅てんじんぐちに本年6月の完成を目指して建設されております市街地再開発ビルの2階に設置する地域協働支援センターの適正な管理と運用を図るため、条例の制定をお願いするものでございます。

この施設は、「街なか元気処」をコンセプトに、市民の活動を総合的に支援するとともに、市民との協働のまちづくり及び地域住民の相互交流を促進し、地域のにぎわいの創出と活性化を図るため、設置するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。18番。

18番（今津 誠一君） ちょっと条文の内容についてお尋ねをいたします。

今、市長の説明で、町のにぎわいと一緒というふうな位置づけで定められておるかとは思いますが、どうもその辺が私はしっくりしない気がします。地域協働支援センターの目的は、私は、協働はこれから市民あるいは市民団体あるいは法人等と一緒にまちづくりに参加していただくということで、時代の要請に即したことで大変いいことだと思いますし、またボランティア団体等の育成あるいはその活動を促進していくことは積極的にやっていただいている、このように思っておりますが、地域のにぎわいの創出ということとはちょっと協働とは異次元のものではないかというふうに感じます。

それから、第3条の第6項までありますが、やはりこの中にも、特に4条、5条におき

ましては、やはりこれも協働とどのようなかわりがあるのか、これはあえて1条、2条、3条と並列をして個々に規定しなければならないものなのか、その点についてちょっと私は違和感を感じております。御説明をいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答え申し上げます。

第1条については総論でありまして、いわゆる目的の総論を書いてあるものでございます。3条では、事業ということで、各論が各号にわたって書いてあるものでございます。お尋ねのにぎわいということでございますけれども、要は街なかで市民の皆様との協働によること、あるいは地域住民の相互交流が街なかで行われるということが、いわゆるにぎわいの創出につながるものというふうに考えて、こういう目的を書いております。

なお、この主目的に対しまして、再開発ビル、公共公益施設についてどんな機能を持たせるかといったことにおきましては、市民懇話会の方々の御意見等をもとにそういう事業構成をしておりますので、その中でいわゆる男女共同参画等々の要望の出ました子育ての支援、あるいはエクステンションセンター 山大、大学等の高等教育の場ができるような生涯学習等々については、市民の協働とともに強い要望がありましたので、各論として事業の号立てをいたしておるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 所属委員会ではありませんので、少し要望だけ申し上げておきたいと思います。

先ほどからのやりとりがありますように、この支援センターは、やはり地域のにぎわい、中心市街地のにぎわいを呼び戻すと。そのために市民の皆さんがここで活動をするという場所だと思えます。そういった意味で、市民の皆さんが活動しやすいような条件づくりといいですか、例えば別表2で定められておりますものなどについては、規則で、今後金額が決められていくと思いますが、この辺について、近隣の例えば山口市の状況などを参考にされて決めていただくように要望をしたいと思います。あるいは山口市よりももう少し活動しやすいようなこともひっくるめて御検討願いたいと、そのことを要望として申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（木村 一彦君） 全く関連するんですけれども、防府市内には、市民がいろいろなサークル活動その他をやるための会議室といいですかね、これが非常に少ないんですよ。せっかくこういう協働センターができますものですから、やはりそれはほかの施設も確かに必要だとは思いますが、かなりぜいたくなスペースがとってあるように見受けられます、

設計図を見ますとね。ですから、細かい、少人数が集まりやすいような、しかも今、要望がございましたけれども、廉価で借りられるような、そういう会議室を可能な限りちょっとたくさんつくってもらいたい。アスピラートができたときに、私、それを要望したんですけれども、あれも現実にはそういう市民が気軽に使えるような部屋が意外と少ないということで、ぜひ今回はそういうところに留意していただきたいということを要望しておきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第23号防府市環境保全条例の全部改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第23号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第23号防府市環境保全条例の全部改正について御説明申し上げます。

本案は、環境基本法の基本理念に基づき、環境保全施策体系を見直し、地球環境問題等新たな課題に対応した施策の推進を図るため、条例を全面的に改正しようとするものでございます。

今日の環境問題は、廃棄物、リサイクルなどの身近な問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで広範囲にわたっております。こうした問題を改善するためには、環境そのものを総合的にとらえて施策を推進し、取り組んでいく必要があります。このような観点から、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。18番。

18番（今津 誠一君） ただいま市長から一応の説明はいただきましたけれども、再度、この条例を全面改正する目的、それから前条例との大きな相違点、これについて御説明を簡単に結構ですのでいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 51 分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 大変申しわけございませんでした。

今回、全面改定とするに至った分につきましては、現在の条例につきましては、現在、世界あるいは日本の国内でも問題になっております、いわゆる地球環境問題、これに関するいわゆる記述というか、考え方というものがございませんでして、それを新たに加えたもので条例を制定するというので、その中で市あるいは事業者あるいは市民の責務というものを明確にしていってほしいというふうな趣旨での全面改定にしたわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 18 番。

18 番（今津 誠一君） この条例を見ましたら、前文あるいは理念、それから基本計画、これらについては非常によくできておまして、何も申し上げることはありません。大変きれいな文章で、よくできておると思います。

ただ、私は、これは環境の保全というのは、総論とすればほとんどの方が賛成をされる。しかし、現実にはなかなかこの環境の保全がされていない。自然環境の損壊、それから汚染、こういった現状について、私はこれまでも一般質問で取り上げてきたところであります。しかし、よくよく考えていくと、この自然環境を破壊している最大の責任者は一体だれなんだろうかと、こういうことを考えましたら、これはやはり損壊を許してきた行政に最大の責任があると、このように私は結論に至っております。

このことを今後深く洞察していただきまして、環境の保全という課題をぜひ達成していただきたいと。このことを、極めて重大な問題提起だと思っておりますので、またこれを協議する際にもぜひ参考にしていきたいと、このように思います。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 23 号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第 24 号防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第24号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第24号防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方分権の進展に伴う自治事務の拡大や高度化、また市民ニーズの多様化により、今後ますます地方議会の専門的対応が要請されることから、議員各位の調査研究活動の拡充に資するため、議会の会派に交付する政務調査費の年額を現行の1人当たり20万円から25万円に増額しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

議案第25号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第25号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第25号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例中改正について御説明申し上げます。

本市では第三次行政改革後期計画を策定し、簡素で効率的な行政運営に鋭意取り組んでおりますが、本案は、行政改革を先頭に立って推進する職として、市長の給料月額を昨年に引き続き減額しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

議案第26号防府市手数料条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第26号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第26号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、船舶に給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所による船舶への給油を可能とするため、危険物の規制に関する政令の一部が改正されたことに伴い、当該移動タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査手数料を定めるため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されましたので、本市の手数料条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

議案第27号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第27号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第27号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本年7月から向島小学校内に向島留守家庭児童学級を設置するため、条例の改正をお願いするものでございます。

この保育施設は、保護者が共働き等の理由により、昼間、保護者の保護を受けられない児童の保育を行い、その健全育成を図るために設置するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 28 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 28 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令の改正に伴い所要の改正を行うとともに、入居申込者のうち、特に居住の安定確保が必要な者として、優先的に公開抽選を受けさせることができる者の範囲を定めようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号防府市学校給食共同調理場設置条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 29 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 29 号防府市学校給食共同調理場設置条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、平成 18 年 9 月からの市内 8 中学校における完全給食の実施に当たり、給食の調理等の業務を一括して行う共同調理場を設置するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

議案第44号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第44号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第44号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員給与適正化のため、特殊勤務手当の各項目について支給の妥当性を見直した結果、特殊勤務手当制度の本来の趣旨や業務の特殊性が時代の変化とともに失われていないかどうかといった点を考慮して、保育従事手当、変則勤務従事手当など9種類の手当を廃止し、衛生現業手当の一部を減額しようとするものでございます。

また、支給対象者を明確にするために条文の整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6日の午前10時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時 4分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年3月2日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 齊 藤 旭

防府市議会議員 横 田 和 雄